

## 第30回大空町農業委員会総会議事録

令和元年11月25日第30回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	4番 苫米地 正 幸
5番 澤井 忠 雄	6番 丹羽 真 治	8番 小久保 謙
9番 長尾 照 幸	10番 早川 敏 幸	11番 渡邊 恵 二
12番 伊藤 博 幸	13番 井上 良 幸	16番 齊藤 貞 利
17番 赤石 昌 志	18番 岩原 秀 嗣	19番 佐藤 廣 治
20番 渡辺 誠	21番 石田 敦	22番 福田 重 幸
23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲 也	25番 長谷川 伸 一
26番 永倉 誠 二	27番 山神 正 信	

#### (2) 欠席者

3番 石田 正 俊	7番 岡内 浩 之	14番 田中 悟
15番 田中 秀 雄		

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 査 渡邊 豪	主 事 久保 亮輔
-----------	----------	-----------

第30回大空町農業委員会総会議事録

午後2時30分

井上局長	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から大空町農業委員会第30回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p> <p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんご苦労様でございます。</p> <p>もう11月もあと数日、12月に入るわけなんですけども、仕事の方はしっかり多分片づいたのではないかなと思っております。</p> <p>ビートも搬入の途中でありますけれども、ビートに際しまして今までにない量が見込まれているようでございます。大変喜ばしいことだと思っております。</p> <p>今総会前に担い手部会の会議がございまして、担い手部会の皆さんは大変ご苦労様でございます。</p> <p>先日19日には地区別農業委員の研修会ということで、端野でございました。参加していただきました委員の皆さんは大変ありがとうございます。次の日はグリーンアドバイザーということで、札幌のほうにも研修に行かれました。委員の皆さん大変ご苦労様でございます。強行スケジュールだったのかなと思っております。</p> <p>今回、第30回の総会でございますので、ご審議をいただきまして総会を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>10月25日開催の第29回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第30回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後2時37分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>

井上局長	<p>ただいまの出席委員は、23名であります。</p> <p>石田正俊委員、岡内委員、田中秀雄委員、田中悟委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計18件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、5番澤井委員、6番丹羽委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和元年11月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>所有権移転関係の1番です。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、賃貸借から売買への移行の案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>

山神会長	これより所有権移転設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番説明朗読】</b> この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の 設定案件です。そのため、図面を省略しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について、第〇地区副委員長より補足説明があればお願いし ます。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係2番及び3番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第1号利用権設定関係2番及び3番説明朗読】</b> この件につきましては、経営移譲に伴うものです。 2番は親子間の使用貸借、3番は借主の父が契約していた残期間を同一条件で貸貸借するものです。そのため、図面を省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 2番は親子間の使用貸借、3番は借主の父が契約していた残期間を同一条件で貸貸借するものです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま
山神会長	以上です。
山神会長	これより利用権設定関係2番及び3番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 2 番及び 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 4 番説明朗読】</b> 4 番以降については、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、4 番以降全件とも図面を省略しております。 4 番以降全件とも農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	次に、利用権設定関係 5 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 1 号利用権設定関係 5 番説明朗読】 以上です。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 6 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 1 号利用権設定関係 6 番説明朗読】 以上です。
山神会長	この件について、第〇地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。

山神会長	これより利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 6 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 7 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 7 番説明朗読】</b> 以上です。  この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 7 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 を議題とします。

<p>渡邊主査</p>	<p>所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第 5 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和元年 11 月 25 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第 2 号所有権移転関係 1 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に隣接する住宅や会社施設の雪捨て場として使用したいとの農地転用の申請があったものです。</p> <p>第〇地区農業委員さんにより、11 月 19 日に現地確認をされており、既存住宅の隣接地及び都市計画用途区域内であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面については、1 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について、第〇地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>副委員長</p>	<p>当案件につきましては、11 月 19 日に第 4 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により          ○○委員の退席を求めます。          暫時休憩とします。</p> <p>(○○委員退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。          次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定          による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。          利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。          渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による          農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15          条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集          積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和元年1          1月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】</b>          議案第3号については、全件経営移譲に伴うものです。          全件とも借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するも          のです。そのため、全件とも図面を省略しております。          また、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適          合していることを確認しております。          借主の経営面積等については、議案第1号利用権設定関係に記載の          とおりです。          以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第○地区副委員長より補足説明があればお願いし          ます。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。          借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。          借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形          態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま          す。          以上です。</p>

山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 3 号利用権設定関係 2 番説明朗読】</b> 以上でございます。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係3番及び4番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第3号利用権設定関係3番及び4番説明朗読】</b> 以上でございます。
山神会長	この件について、第〇地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま
山神会長	これより利用権設定関係3番及び4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係3番及び4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係5番及び6番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第3号利用権設定関係5番及び6番説明朗読】</b> 以上でございます。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いしま

委員長	<p>す。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 5 番及び 6 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係 5 番及び 6 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係 1 番及び 2 番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和元年 11 月 25 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第 4 号所有権移転関係 1 番及び 2 番説明朗読】</b></p> <p>1 番については平成 28 年度、2 番については平成 30 年度に農地保有合理化事業を利用し、譲渡人が一時保有しておりましたが、2 件とも 5 年経過前に譲受人の希望により、早期に公社から売渡しを行うものです。</p> <p>1 番の旧所有者は、〇〇氏。</p> <p>2 番の旧所有者は、〇〇氏です。</p>

	<p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係 1 番及び 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」を議題としま す。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和元年 1 1 月 2 5 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第 5 号 1 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、1 1 月 1 2 日に第 4 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては、2 ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、1 1 月 1 2 日に第 4 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。</p>

	<p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 令和元年11月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【報告第1号説明朗読】</b> 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時06分)</p>

会 長

---

署名委員

---

署名委員

---